

## 第2章

# CbCR対応を契機に グローバル税務管理の 体制構築はこうする

## 企業を取り巻く 税務環境の変化

2015年9月のBEP5行動計画に関する最終報告書発表後、2016年5月のパナマ文書および2017年11月のパラダイス文書の公表を機に、企業の税務戦略とレピュテーションリスクとの関係がより密接となるとともに、さまざまな国で「税の透明性」の強化が叫ばれている(第1章「CbCR(国別報告事項・国別報告書)の概要」(8)参照)。

欧米系多国籍企業の一部では、規制上の要請・CSRの観点等から企業の税務ポリシー等をすでに開示しているが、日系企業においても、「税の透明性」の確保への取組み(例…税務ガバナンス・税務コンプライアンス・税務ポリシー等)について、すでに開示を実施または今後開示を検討する企業が増加している。

日本親会社においては、税務戦略等に関する企業の情報公開に伴う税務リスク・レピュテーションリスクなどへの影響について事前に検討する必要性が生じ、また各国における「税の透明性」の強化への対応に伴い、税務コンプライアンス業務に係る負担増が不可避となることから、これまで以上に納税者自身による事前のリスク評価および税務コンプライアンス業務の効率的な対応の必要性が高まっている。

## 近年の税務当局の デジタル化と税務 リスクの増大

多くの国において、近年の財政逼迫を背景に、各国の政府は税務当局に対し、税務調査や租税徴収の執行強化による税収増加とともに、効率的な租税徴収を強く要請している。

多くの税務当局は、納税者からより多くの情報を収集し、収集情報の比較・分析等を通じて、効率的な税務調査・租税徴収の執行に努めており、さまざまな国で税務当局のデジタル化が急速に進行している。税務当局のデジタル化レベルは大きく分けて5段階あり、最終的には納税者による税務申告書の作成・提出が不要となる未来が想定されている(図表15参照)。現状の各国税務当局のデジタル化対応状況については、図表16のとおりであるが、特に中南米および欧州の一部、そして中国においてデジタル化対応が進んでいる(現状、レベル5の国は存在せず、日本・米国はレベル1である)。このように、納税者が想定するよりも早いスピードで税務当局のデジタル化が進行しており、税務当局が有する納税者の情報量はかなりのもの

(図表15) 税務当局のデジタル化

・税務当局のデジタル化レベルは5段階あるが、最終的には納税者による税務申告書の作成・提出が不要となる未来が想定される

レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
電子申告	電子会計	電子照合	電子監査	電子評価
標準化された電子税務申告フォームの選択。その他の所得データ(給与支払名簿、財務データ等)は電子的に提出され、年次で照合	提出書類の証跡となる会計・その他のデータ(請求書・試算表等)を所定のフォームにより所定の期限までに提出。このレベルでは、頻繁な追加変更が行われる	追加的な会計情報およびソースデータを提出。政府が追加データ(銀行証明書等)にアクセスし、リアルタイムで税目を横断するデータ照合を開始するとともに、潜在的には納税者および管轄地域を横断するデータ照合を開始	政府機関がレベル2のデータの分析および提出書類との相互確認をリアルタイムで行い、地理的な経済体系を把握。納税者は監査評価書を電子的に受領し、制限期間内に対応	政府機関はもはや税務申告書を要せず、提出されたデータを利用して課税評価を行う。納税者は制限期間内に政府機関が計算した税額の検証を実施

(注) すべての政府が同じ情報を収集しているわけではなく、また上記モデルに基づいて情報を同様に取り扱うわけではなく、またデジタル化に向けた動きは必ずしも直線的ではない点に留意されたい